

容器保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程 新旧対照表（改正部分は、傍線部分）

○容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）	2
○高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20140625 商局第 1 号）	8

○容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）

改 正 後			改 正 前		
容器保安規則の機能性基準の運用について			容器保安規則の機能性基準の運用について		
1. ～ 5. 及び別表第 1 （略）			1. ～ 5. 及び別表第 1 （略）		
別表第 2（詳細基準の例示）			別表第 2（詳細基準の例示）		
項	機能性基準	例示基準	項	機能性基準	例示基準
1	別表第 1 第 1 項から第 3 項まで及び第 10 項に掲げるもの	別添 1 「一般継目なし容器の技術基準の解釈」 別添 2 「溶接容器の技術基準の解釈」 別添 3 「超低温容器の技術基準の解釈」 別添 4 「ろう付け容器の技術基準の解釈」 別添 5 「再充てん禁止容器の技術基準の解釈」 別添 6 「アルミニウム合金ライナー製一般複合容器の技術基準の解釈」 別添 7 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準の解釈」 別添 8 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の技術基準の解釈」 別添 9 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 別添 1 1 「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 別添 1 3 「圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 社団法人日本ガス協会基準「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（JGA 指-NGV 06-01-99）」 高压ガス保安協会基準 0 1 2 1 「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（2005）」 財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（JARIS 001（2004）」 注 第 3 条第 1 項第 1 号に規定する V H 3 容器	1	別表第 1 第 1 項から第 3 項まで及び第 10 項に掲げるもの	別添 1 「一般継目なし容器の技術基準の解釈」 別添 2 「溶接容器の技術基準の解釈」 別添 3 「超低温容器の技術基準の解釈」 別添 4 「ろう付け容器の技術基準の解釈」 別添 5 「再充てん禁止容器の技術基準の解釈」 別添 6 「アルミニウム合金ライナー製一般複合容器の技術基準の解釈」 別添 7 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の技術基準の解釈」 別添 8 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用複合容器の技術基準の解釈」 別添 9 「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 別添 1 1 「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈」 (新設) 社団法人日本ガス協会基準「液化天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（JGA 指-NGV 06-01-99）」 高压ガス保安協会基準 0 1 2 1 「アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準（2005）」 財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準（JARIS 001（2004）」 注 第 3 条第 1 項第 1 号に規定する V H 3 容器

		のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するVH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JIGA-T-S/12/04）」 注 第3条第1項第1号に規定するTH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するTH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 社団法人日本ガス協会基準「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（JGA指-NGV07-05）」 高压ガス保安協会基準0128「70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準(2010)」 注 4.2に規定するVH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、4.2に規定するVH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JPESC-S0005）(2013)」 日本LPガス団体協議会技術基準S高-003「液化石油ガス用プラスチックライナー製一般複合容器の技術基準(2014)」			のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するVH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JIGA-T-S/12/04）」 注 第3条第1項第1号に規定するTH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、同号に規定するTH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 社団法人日本ガス協会基準「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準（JGA指-NGV07-05）」 高压ガス保安協会基準0128「70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準(2010)」 注 4.2に規定するVH3容器のライナーの耐圧部分の材料はアルミニウム合金に限ることとし、また、4.2に規定するVH4容器のボスの耐圧部分の材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが75%以上であつて、かつ、ニッケル当量が28.5以上であるものに限る。 一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準（JPESC-S0005）(2013)」 日本LPガス団体協議会技術基準S高-003「液化石油ガス用プラスチックライナー製一般複合容器の技術基準(2014)」
2	(略)	別添10「附属品の技術基準の解釈」 別添12「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈」	2	別表第1第4項、第5項及び第1	別添10「附属品の技術基準の解釈」 別添12「国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈」

		別添 1 4 「圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈」 財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準（J A R I S 0 0 2 (2004)）」 注 第 3 条第 4 項第 1 号に規定する材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが 7 5 % 以上であつて、かつ、ニッケル当量が 2 8 . 5 以上であるものに限る。るものに限る。 日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用附属品の技術基準(J I G A - T - S / 1 3 / 0 4)」 注 第 3 条第 4 項第 1 号に規定する材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが 7 5 % 以上であつて、かつ、ニッケル当量が 2 8 . 5 以上であるものに限る。
3	(略)	(略)
4	(略)	(略)

備考

(略)

別添 1 ～別添 9 (略)

別添 1 0
(適用範囲)

第 1 条 この附属品の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）（以下「規則」という。）第 16 条及び第 17 条に定める技術的要件を満たすべき技術的内容のうち附属品（圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車附属品を除く。）についてできる限り具体的に示すものである。

第 2 条～第 1 0 条及び別表 (略)

別添 1 1 及び別添 1 2 (略)

	1 項に掲げるもの	(新設) 財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用附属品の技術基準（J A R I S 0 0 2 (2004)）」 注 第 3 条第 4 項第 1 号に規定する材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが 7 5 % 以上であつて、かつ、ニッケル当量が 2 8 . 5 以上であるものに限る。るものに限る。 日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用附属品の技術基準(J I G A - T - S / 1 3 / 0 4)」 注 第 3 条第 4 項第 1 号に規定する材料は、ステンレス鋼にあつては規格材料の引張試験又は材料証明書における絞りが 7 5 % 以上であつて、かつ、ニッケル当量が 2 8 . 5 以上であるものに限る。
3	(略)	(略)
4	(略)	(略)

備考

(略)

別添 1 ～別添 9 (略)

別添 1 0
(適用範囲)

第 1 条 この附属品の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）（以下「規則」という。）第 16 条及び第 17 条に定める技術的要件を満たすべき技術的内容のうち附属品（圧縮水素自動車燃料装置用附属品、国際圧縮水素自動車燃料装置用附属品及び圧縮水素運送自動車附属品を除く。）についてできる限り具体的に示すものである。

第 2 条～第 1 0 条及び別表 (略)

別添 1 1 及び別添 1 2 (略)

別添 1 3
別添のとおり

(新設)

別添 1 4
別添のとおり

(新設)

別添 1 3

圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈

この圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈は、容器保安規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容をできる限り具体的に示したものである。

なお、容器保安規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、当該規則に照らして十分な保安基準の確保ができる技術的根拠があれば、当該規則に適合するものと判断する。

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）（以下「規則」という。）第 3 条、第 6 条、第 7 条及び第 58 条に定める技術的要件を満たす技術的内容のうち、金属ライナー製圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器であって、規則第 8 条第 1 項第 9 号又は第 62 条に基づく刻印等において示された年月の前月から起算して 15 年を経過して充填しないものとして製造されたものについて、できる限り具体的に示すものである。

(用語の定義)

第 2 条 この解釈において使用する用語は、規則及び容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）別表第 2 第 1 項別添 11（以下「別添 11」という。）において使用する用語の例による。

（製造の方法の基準、設計確認試験及び組試験等並びに型式試験に関する規定の準用等）

第 3 条 圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器の製造の方法の基準、設計確認試験及び組試験等並びに型式試験については、別添 11 第 3 条から第 22 条までの規定（低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器に関する規定を除く。）を準用する。この場合において、第 7 条第 10 項(3)中「330L 以下であること」とあるのは「23L 以下であること」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する別添 11 中第 11 条第 2 項の試験については、当該試験のうち垂直落下試験の落下高さは、位置エネルギー488J 以上となる高さ又は下端高さ 1.8m となる高さのいずれか低いものとする。

別添 1 4

圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈

この圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈は、容器保安規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容をできる限り具体的に示したものである。

なお、容器保安規則に定める技術的要件を満たすべき技術的内容は、この解釈に限定されるものではなく、当該規則に照らして十分な保安基準の確保ができる技術的根拠があれば、当該規則に適合するものと判断する。

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 この圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）（以下「規則」という。）第 16 条及び第 17 条に定める技術的要件を満たす技術的内容のうち、圧縮水素二輪自動車燃料装置用附属品（以下「附属品」という。）について、できる限り具体的に示すものである。

(用語の定義)

第 2 条 この解釈において使用する用語は、規則及び容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409 商局第 4 号）別表第 2 第 2 項別添 12（以下「別添 12」という。）において使用する用語の例による。

(設計確認試験及び組試験並びに型式試験に関する規定の準用)

第 3 条 設計確認試験及び組試験並びに型式試験については、別添 12 第 2 条から第 10 条までの規定を準用する。

○高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規程 新旧対照表(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)	高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について(内規)
制定 平成 09・03・31 立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成 09・09・29 立局第2号 平成 9年 9月30日 平成 10・03・26 立局第7号 平成10年 3月31日 平成 11・09・28 立局第4号 平成11年 9月30日 平成 12・03・31 立局第59号 平成12年 4月 1日 平成 12・09・20 立局第2号 平成12年12月22日 廃止・制定 平成 19・06・18 原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成 22・04・01 原院第6号 平成22年 4月 5日 平成 23・01・15 原院第1号 平成23年 1月17日 平成 23・06・28 原院第4号 平成23年 7月 4日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改定 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 改定 20140903商局第6号 平成26年 9月17日 改定 20141114商局第3号 平成26年11月20日 改定 20141217商局第5号 平成26年12月22日 改訂 20160216商局第2号 平成28年 2月26日 改正 20160613商局第3号 平成28年 6月30日 改正 20170310商局第7号 平成29年 3月22日 <u>改正 20170417商局第2号 平成29年 5月 8日</u>	制定 平成 09・03・31 立局第18号 平成 9年 4月 1日 改正 平成 09・09・29 立局第2号 平成 9年 9月30日 平成 10・03・26 立局第7号 平成10年 3月31日 平成 11・09・28 立局第4号 平成11年 9月30日 平成 12・03・31 立局第59号 平成12年 4月 1日 平成 12・09・20 立局第2号 平成12年12月22日 廃止・制定 平成 19・06・18 原院第2号 平成19年 7月 1日 改正 平成 22・04・01 原院第6号 平成22年 4月 5日 平成 23・01・15 原院第1号 平成23年 1月17日 平成 23・06・28 原院第4号 平成23年 7月 4日 廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日 改定 20140707商局第2号 平成26年 7月18日 改定 20140903商局第6号 平成26年 9月17日 改定 20141114商局第3号 平成26年11月20日 改定 20141217商局第5号 平成26年12月22日 改訂 20160216商局第2号 平成28年 2月26日 改正 20160613商局第3号 平成28年 6月30日 改正 20170310商局第7号 平成29年 3月22日
(9)容器保安規則の運用及び解釈について 第7条関係 (1) (略) (2)第1項第8号の規定の解釈は、次に掲げるものとする。 ① (略) ② 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、<u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器</u>にあつては、それぞれ当該容器以外の容器として用いられたことがない容器であること。 ③ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、<u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器</u>以外の容器にあつては、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、<u>国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器</u>として用いられたことがない容器であること。	(9)容器保安規則の運用及び解釈について 第7条関係 (1) (略) (2)第1項第8号の規定の解釈は、次に掲げるものとする。 ① (略) ② 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては、それぞれ当該容器以外の容器として用いられたことがない容器であること。 ③ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器以外の容器にあつては、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器として用いられたことがない容器であること。